

監査指導課

○ 指導監査等の目的

指導監査等は、法人・事業者等に対し、関係法令、通知等に基づく法人運営・事業経営の状況について指導監査等を行うことによって、適正な法人運営と円滑な事業の経営の確保を図ることを目的としています。

○ 指導監査等業務の集中化により監査指導課を設置

平成18年度まで当所及び京築保健福祉環境事務所で実施してきた指導監査等業務について、より円滑な実施や執行体制の強化を図るため、平成19年度から当所保健福祉課に監査指導係を設置し指導監査等業務を行ってきました。その後、組織再編に伴い平成21年10月1日から監査指導課を設置し、業務を行っています。

○ 指導監査等業務の対象法人・事業者等

下記の法人・事業者等に対して、指導監査等を行います。

- 1 保育所のみを運営する法人及び保育所
- 2 届出保育施設等
- 3 市町村社会福祉協議会
- 4 地域包括支援センター
- 5 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設
- 6 指定障害者サービス事業者及び指定障害者支援施設